

千葉県農業集落排水連絡会議規約

(目 的)

第1条 この会は、農業集落排水事業で設置した施設の有効活用と資源循環の普及を推進するため、会員相互の連絡提携を密にするとともに調査・研究・協議を行い、円滑な利用促進を図ることにより、農村地域の環境保全に寄与することを目的とする。

(名 称)

第2条 この会は、「千葉県農業集落排水連絡会議」（以下「連絡会議」という。）と称する。

(事 業)

第3条 この連絡会議は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 農業集落排水事業についての国・県に対する提案・要望
- (2) 会員相互の連絡提携と研修、調査研究
- (3) 事業の推進を図るための打ち合わせ会議の開催
- (4) その他、農業集落排水施設に関する必要な事業

(会 員)

第4条 この連絡会議は、第1条の目的に賛同する市町集排担当課長及び千葉県土地改良事業団体連合会技術部長を会員とする。維持管理組合は、賛助会員とする。

(役員及び任期)

第5条 この連絡会議に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監 事 2名

2 前項の役員は、第4条の会員の中から連絡会議において選任する。ただし、連絡会議の副会長は、千葉県土地改良事業団体連合会技術部長とする。

3 役員任期は2年とし、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げないものとする。

(会長、副会長及び監事の職務)

第6条 会長は、連絡会議を代表し、その職務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し会長が事故あるときは会長の職務を代理する。

3 監事は、毎事業年度1回以上連絡会議の会計並びに事業の状況を監査し、その結果を連絡会議に報告する。

(会 議)

第7条 この連絡会議の会議は、年1回開催する。また、会長が必要に応じ臨時に開催することができる。

2 連絡会議の議長は、会長がこれにあたる。

3 連絡会議は、会員の過半数の出席で成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。

なお、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会議の決議事項)

第8条 次に掲げる事項は、連絡会議の議決を経なければならない。

(1) 規約の変更

(2) 事業計画及び事業報告

(3) 収支予算及び収支決算の承認

(4) 役員を選任

(5) その他会長が認める重要な事項

(会 費)

第9条 会員の会費は、市町会員（3,000円）連合会（10,000円）とする。但し、連絡会議の議決をもって、会費を徴収しないこともある。

(事業年度)

第10条 この連絡会議の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(参 与)

第11条 この連絡会議に参加をおくことができる。

2 参加は、別記1の職にある者とし、会長がこれを委嘱する。

3 参加は、連絡会議に出席して意見を述べることができる。

(事務局)

第12条 この連絡会議の事務局は、千葉県土地改良事業団体連合会におく。

2 事務局の構成は、別記2のとおりとする。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が定めることとする。

付 則

この規約は、令和 3年 8月 2日より施行する。

別記 1

参 与	千葉県農林水産部農地・農村振興課地域振興班長
-----	------------------------

別記 2

事務局	千葉県農林水産部農地・農村振興課地域振興班 千葉県土地改良事業団体連合会 集排担当部
-----	---